

八石小PTA ってどんなところ？

その目的は

保護者と教職員が対等の立場で協力して、
家庭・学校・地域社会での子ども達の健やかな成長を図ること

です。

Pearent(保護者)とTeacher(教師)
の社会教育ボランティア団体で、
子供たちを思う、あなたの心 あなたの力によって
始めて成り立つ団体です。

もう少し具体的に言うと

- ・子供たちの健やかな成長のためにできることを家庭と学校と地域が一緒になって考え助け合うところ。
- ・親業学習などで保護者自身が生きる力をつけて子育てに活かすところ。
- ・ボランティアとして自ら感じ、考え、行動するところ。

と言えるでしょう。

こうした活動を通じて以下の様なメリットを感じる方もいらっしゃいます。

- 知人友人が増える
- PTAへのご意見提案など自分自身の生きる力が育まれる
- 居場所が増え、視野が広がる
- 仕事力がアップする
- 先生方と親交を深められる
- 学校の様子が分かり理解が深まる
- 大人の姿を子供たちに示せる
- 子供との距離が縮まる
- 子育て・家庭教育の幅が広がる

とは言え、

共稼ぎのご家庭も増え様々な事情でお忙しい保護者が多い中、欠席もフォローもお互い様・・という気持ちで、あまり深く考えずに協力し合って、無理をせず、やれる人が やれる時に やりたい事を、の範囲で主体的に頑張っております。

一緒に考え、行事や会合をこなす事で、信頼関係が築けて、我が子が在学中にだけ出来る貴重な体験になるでしょう！！

毎年、執行部により開催される4月の定期総会(全会員参加可)と年6回の運営委員会(学級代表と委員会代表参加)にて活動報告・提案・審議・採決などを行い、活動に繋げています。

日頃より、ご理解ご協力に感謝いたします。 ありがとうございます。

新座市立八石小学校 P T A

会 則

保存版

令和 5 年 4 月 24 日

『新座市立八石小学校 P T A』 会則

昭和 6 2 年 4 月 2 5 日	一部改訂	平成 2 2 年 4 月 2 8 日	一部改訂
平成 7 年 4 月 2 5 日	一部改訂	平成 2 3 年 4 月 2 7 日	一部改訂
平成 1 0 年 4 月 2 3 日	一部改訂	平成 2 6 年 4 月 3 0 日	一部改訂
平成 1 6 年 4 月 2 8 日	一部改訂	平成 2 7 年 4 月 3 0 日	一部改訂
平成 1 9 年 4 月 2 6 日	一部改訂	平成 2 9 年 4 月 2 6 日	一部改訂
平成 2 0 年 4 月 2 3 日	一部改訂	平成 3 0 年 4 月 2 5 日	一部改訂
平成 2 1 年 4 月 2 3 日	一部改訂	令和 0 3 年 4 月 2 3 日	一部改訂
平成 2 2 年 4 月 2 8 日	一部改訂	令和 0 5 年 4 月 2 4 日	一部改訂

- 第一条 (名 称)** この会は『新座市立八石小学校PTA』といい、事務所を八石小学校におきます。
- 第二条 (目的と活動)** この会は、保護者と教職員が対等の立場で協力して、家庭・学校・地域社会での子ども達の健やかな成長を図ることを目的とし、そのために必要な活動を行います。活動に際しては、政治団体や宗教団体などの支配を受けないよう、また、学校の管理運営や人事に干渉しないよう留意します。
- 第三条 (会 員)** この会の会員は、八石小学校の児童の保護者と、八石小学校の教職員とします。
- 第四条 (役 員)** 会長1名(保護者)・副会長3名ないし2名(保護者2ないし1・教師1)・書記3名(保護者2・教師1)
会計3名(保護者2・教師1)
1 この会の役員は上記の通りとします。
2 役員は役員選出規定に基づいて選出され、総会の承認を受けます。
3 役員の任期は総会から次期総会までとし、再任を防げません。
4 会長はこの会を代表し、会務を総括します。
5 役員は会長主宰の役員会を構成し、会務の執行にあたります。
- 第五条 (学級委員)** 1 学級委員は役員以外の保護者会員のうちから互選による学級委員3名を選出します。
2 学級委員は互選により学級代表1名を選出します。
3 学級委員と担任の教師とで学級委員会を構成します。
4 学級代表は学級委員会を主宰します。
- 第六条 (組織・運営)** 1 この会の会議体は次の通りとします。
*総会、運営委員会、役員会、学級委員会、その他運営委員会の設置する委員会。
2 総会は全会員によって構成されるこの会の最高の意思決定機関です。定期総会は毎年一回会長が招集して開きます。会員の5分の1の要求があったとき運営委員会または会長が必要と認めたとき臨時総会を開くことができます。
3 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立し、議事は出席者の過半数で決定します。
4 総会は役員判断により、書面開催・書面決議を行うことができます。通常総会と同様に、議事は出席者(会員数)の過半数で決定します。決議は回答書により行い、提出がない場合や白票は承認とみなします。
5 総会は次の事項を審議し決定します。
*活動計画と予算・活動報告と決算、役員承認、会則の変更、その他この会の重要事項。
6 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職を代理する。
7 運営委員会は役員・学級代表及び担任代表によって構成される、この会の総会に次ぐ意思決定機関です。

運営委員会は原則として隔月1回会長が招集して開きます。ただし、議事がない場合は回数を役員判断で変更することができます。

8 運営委員会では次の事項を審議し決定します。

*総会で決定された活動計画の具体化、この会の運営に必要な細則の制定・改廃・総会に提出する議案の作成、その他、この会の運営に必要な全ての事項。

9 役員会はこの会の日常の会務を執行し、運営委員会に提出する議案を作成し、学級委員会および各種委員会の連絡調整にあたります。

10 役員会で日常の会務を執行する際に変更すべき事柄があった場合は、運営委員会へ議事を挙げ、承認を受けます。議事は役員判断により、書面開催・書面決議を行うことができます。議事は出席者(会員数)の過半数で決定します。決議は回答書により行い、提出がない場合や白票は承認とみなします。

11 学級委員会はこの会の活動の基礎単位であって、保護者と教師との不断の話し合いを通じてこの会の目的を達成するように努めます。

12 各種役員会は必要に応じて運営委員会によって設置され、担当した活動をおこないます。

13 全ての会議は、構成員の2分の1の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定します。

14 学校長は会議に出席し、意見を述べるすることができます。

第七条 (会 計)

1 この会の経費は、会費その他でまかないます。会費の総額は年間2,200円とします。

2 この会の会計年度は4月1日から3月末までとします。

3 この会に会計監査3名(保護者2・教師1)をおきます。会計監査は運営委員会を除く会員の中から、運営委員会の指名により選任します。会計監査はその年度の会計を監査し、定期総会に報告します。

第八条

この会則は1984年4月28日から効力を生じます。

第九条 (細 則)

本会の運営に必要な細則は、運営委員会で定め、総会に報告します。

『新座市立八石小学校PTA』 細則

- 第一条 (趣 旨) この細則は、会則第九条により、八石小PTAの運営に関し、必要な事項を定めるものとします。
- 第二条 (役員選出)
- 1 立候補を優先とし、立候補に限り役職を希望できます。
 - 2 立候補は、総会後から毎年執行部で決定した特定の期間まで受け付けし、希望役職が定員数以上であった場合会議を行い調整します。
 - 3 五中ブロック長及び、ふれあい地域連絡協議会事務局担当年度に限り、役員数を8名に増員し、副会長を4名(保護者3・教師1)選出します。
 - 4 立候補が7名ないし8名に満たない場合には、1～5年生の中から各クラス2名ずつ候補者を選び、残りの人数を選出します。
 - 5 候補者選考後に候補者を会長が招集し、7名ないし8名に加え、補欠を2名選出します。
 - 6 補欠は、選出の日から翌年4月の定期総会までの間に、候補者の中から欠員が出た場合、役員となります。
 - 7 現執行部は、次年度の活動計画の立案時に新執行部候補者を会議に参加要請することができます。
- 第三条 (会 費)
- 年度途中の転入、転出の場合は次の通りとします。
- 1 転入する場合は、転入日の属する学期から会費を徴収します。
1 学期入会・・・2, 200円 2 学期入会・・・1, 300円 3 学期入会・・・400円
 - 2 転出する場合は、既納の会費は返還の要請があった場合は以下の通り返還する。
1 学期退会・・・1, 700円 2 学期退会・・・400円 3 学期退会・・・なし
- 第四条 (慶 弔)
- 1 会員が死亡した場合、弔慰金として会費より5,000円を充てます。
(教師会員の配偶者についても同様とする)
 - 2 児童が死亡した場合、弔慰金として会費より5,000円を充てます。
 - 3 上記以外の特別な場合、役員会で協議の上決定します。
- 第五条 (市P・保連役員担当年度の役員職務の特例など)
- 1 市P・保連の会長・副会長担当年度は、会長はこの職務に専従し、校内の会務は副会長が代理執行します。
 - 2 市P・保連の会長担当年度、その委嘱に従って、役員・学級委員とは別に市P・保連幹事を選出します。
 - 3 市P・保連の会長担当年度は、副会長である教頭が市P・保連幹事を兼任します。
 - 4 市P・保連の会長担当年度の翌年度・翌々年度は、その委嘱に従って本会副会長の内の1名が市P・保連の幹事として任務にあたります。